

令和元年度第2回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 令和元年9月20日(金) 10:00~11:00
2. 開催場所 : 奈良商工会議所 中ホール
3. 出席者
 - 環境影響評価審査部会委員 : 7名
藤井部会長、樋口委員、魚島委員、高田委員、成瀬委員、前田委員、山田委員
 - 事務局他 : 7名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課)
4. 傍聴者等 : 2名
5. 議題 : 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備書に対する意見について
6. 配付資料
 - 資料1 環境影響評価準備書についての意見の概要の送付について
 - 資料2 環境影響評価準備書についての市町村長意見
 - 資料3 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備書(既送付)
 - 資料4 審査部会における意見概要、事業者の見解
7. 議事概要 : 事務局より、意見の概要の送付、市町村長意見の提出について説明した後、事業者が、委員からの意見に対する見解について説明を行い、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

藤井部会長：ただいまの事業者からの回答について、本日お気づきのことがありましたらご意見をお伺いしたいと思います。

樋口委員：悪臭に関して質問させていただきます。準備書419頁で悪臭の拡散計算をした時の臭気指数の予測で、排出条件を「事例より臭気濃度3,700とした」とあるんですが、これは“表7.5-5 類似施設の調査結果”を利用したと思うんですが、これは実際の臭気濃度のデータがあって、その平均値を使ったのでしょうか。もしそういう情報があるなら、表7.5-5に追加していただけるとありがたいと思います。

もう一つは“表7.5-6 悪臭の予測に用いた気象条件”で、これは大気質のところ、いわゆる色々な条件でそれぞれ最大となる気象条件をそのまま悪臭の方にも使ったと思うんですが、そのこと自体が正しいのかどうか。実際に計算してみても同じだったのでしょうか。

あと、この中のダウンドラフト時の予測ケースで大気安定度Aと書いてあるんですけど、大気質の所を見るとDって書いてあるんです。ちょっと違う気がするんです。これはどちらかが記載ミスなのか、このダウンドラフト時に限っては違う大気安定度で最大濃度が観察されるのか。その2点を教えていただければと思います。

事業者：まず、臭気指数の事例の方ですが、3,700というのは、東京都23区組合の公表資料がありまして、その中で最新のデータの中の最大のもので3,700になっております。

大気拡散予測の話ですが、基本的には大気の最も高くなる気象条件を採用しております。ダウンドラフトの方は少し説明不足だったかと思いますが、多少拡散時間が違っておりますので、悪臭の方が大きくなっております。

樋口委員：それだと話が分かりますので、そういう風に記載していただいた方が良くも知れませんが、先程の説明も簡単で良いので、実際に引用してきた事例を書いていただければ良いと思います。

事業者：評価書の方に記載します。

樋口委員：よろしく申し上げます。ありがとうございました。

藤井部会長：他、何かございますでしょうか。

高田委員：資料4、1ページ目の5番、前迫先生の意見に対する事業者見解の前半に「外観はシンプルなデザインとし…」という文言があつて、後半の煙突についても煙突計画に「外筒は…」という記述があります。煙突の方には「…具体的に形状・色彩計画を行うこと」と書かれていますが、前半の施設全体の所は「外観はシンプルなデザインとし、周辺環境と調和を図り…」しか書かれていないので、「周辺環境と調和を図り…」に、例えば「周辺環境と調和を図る形状、色彩計画を行い…」とか具体的に何が問題にされているのか示していただいた方がよいのではないのでしょうか。今回意見として出てきたのは形の問題、色の問題がありましたし、そういう所をもう少し具体的に書いていただいた方がよいのではないかと思います。

落札者決定基準に基づく審査の時に、色も考えて欲しいということで、勿論それ以外の要素もあると思うんですけども、少なくとも形状と色については何らかの形で検討していただきたいと希望します。それを担保する意味でも、煙突と建物両方にはつきり書いてあった方が望ましいのではないかと思います。要求水準書の方にそう書いていないのは仕方ないと思うので、どうしたらいいのか具体的には申し上げにくいのですが、検討いただけると良いなと思います。いかがでしょうか。

事業者：今、ご指摘をいただきました内容につきましては、要求水準書というのは既に出来ており公表していますので、今後、事業者との対面的対応、という区分がございますので、その辺でご指摘いただいた内容を伝えられれば、事業者の方から配慮させていただけたらと思います。

高田委員：分かりました。形式よりも実質が重要ですので、そういう具体的な対応をしていただけるということでしたら、それで結構です。

藤井部会長：他、何かございませんでしょうか。

成瀬委員：沿道の自動車交通量に関してなんですけれども、それぞれ測定点の範囲が基準値以下だという結果が出ている訳ですが、その範囲じゃなくて各測定点の騒音値をちょっと説明していただければ。それが全部基準値以下であるかどうか。それと、二酸化窒素も同じように基準値以下なんですけど、その変動について意見があれば。理由としては光化学スモッグですね。健康上問題があると度々言われておりますが、それは奈良県だけの問題ではなくて全国的にということで、住民からの問い合わせも回答されているんですけど、やはり沿道上の騒音にしても大気質にしても、他に排出されるような工場等があまりない訳ですから、や

はり私は沿道の自動車交通量によるものだと思うんです。勿論事業に対しての増加量等の影響は、それはあまり無い訳ですね、無いけれども何らかの対策をする必要があると思うんです。騒音だけでなく大気質についても、その所の見識があればお伺いしたい。

事業者 : 光化学オキシダントについてですが、奈良県光化学スモッグ緊急対策要領というものがございまして、光化学スモッグの注意報以上が発令された場合は、本施設に対しまして排ガス量の減少の勧告がございまして。その場合焼却処理量の削減が必要になりますので、本組合と運転事業者で協議させていただいて、処分量を落とすような対策を講じることとしております。そのことは要求水準書の運営編に明記しております。今実際に、現施設でもそういう形で注意報以上が発令されましたら、焼却量を落とすというようなことを実際やっております。

成瀬委員 : 運搬車両の影響については、その増加分については少ないわけですので、この事業に対しては光化学スモッグの影響は少ないと思うんです。施設の稼働における対策は今仰ったようなことで。しかし、交通量そのものからの影響は、施設稼働よりも大きいと思うんです。

事業者 : 今仰っていただいた内容については、事業自体からの影響は少ないけれども、今交通量が多い中で、既にその対応をしなければならぬのではないかとということでしょうか。事業者といたしましては、この事業に関する内容以外については、県の方で回答頂くというのはどうなんでしょうか。

成瀬委員 : アセスの項目としては無いですが、グローバルな立場から、地球温暖化も含めて、やはり何らかの考え方が必要じゃないかと思えます。

事務局 : 光化学スモッグについては、恐らく環境基準を満たしている所は全国でほとんど無いというのが実情です。光化学オキシダントを減らすためには、まず全国的な工場・事業場の排ガスの問題、それから自動車に関してはエンジン、クリーンディーゼル等といった、全国的に色んな対策を考えないといけない。後は電気自動車といった、排ガスの影響が殆どないような形に、全国的には進んでいる所で、なかなか一足飛びにはいけない状況です。

道路につきましては道路管理者等の問題もございまして、交通量というのは恐らく景気等で変動がありますが、交通の流れ、交通流に関しても、流れを良くしていく必要があるということは認識しております。事業者も交通量に関しては、入ってくる車、出ていく車の平準化を考えておられる。その辺り

の配慮はあると思いますので、その辺りの見解は事業者の方からお願いします。

成瀬委員 : それに関連しまして、例えば、事業に関して施設の工事中の安全対策が指定されているんですが、それは工事が終わればもう無い訳ですから。しかしながら沿道の交通量の増加はずっと続く訳ですから、それに対しても何らかの形で、工事中の安全対策と同じように、沿道の安全対策も考慮すべきだと。例えば、地理的に詳しくありませんが、沿道に小学校等があるのであれば、新たに搬入車両が出てくる訳ですから、その安全対策も何らかの形である必要があると思うんです。搬入車両は非常に大型な訳ですから、安全対策が必要です。その対策をすることで騒音の削減、二酸化窒素の削減にも繋がると思うんですけれども、その点については配慮して頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

事業者 : 今ご指摘を頂きました内容につきましては、住民説明会でも交通安全に対しては十分配慮するよという要望もございますので、組合としても当然配慮する形で検討していきたいと思っております。他（の市町村）から搬入される大型車両については、西名阪を通行し、一般道はほぼ通らないという形になっております。天理市のごみ搬入につきましてはパッカー車が走りますが、今までの焼却していた場所から変わり、その運搬経路も変わりますので、その安全対策については十分対応していきたいと考えます。

成瀬委員 : 主要国道から入る所も変わるんですか。新しく施設が出来た後ですが、搬入車両が入る所も変わるんですか。

事業者 : 今現在の焼却施設から、新しく作る場所が変わりますので、搬入経路が変わる、という形になります。

藤井部会長 : 搬入経路については、どういう経路で入ってくるかという説明があったと思います。それを運用されると。後は搬入の台数等は恐らく制限されるので、流れとして詰まるようなことのないよう一定方向で入ってきて出ていく、ということになるのではないかと。

成瀬委員 : 安全対策については一番大事なのは。私が言っているのはアセスの項目には無いです。でも無いからといって検討しないわけにいかないの、その点お願いします。

樋口委員 : ちなみに今回建設される予定地は、NOx・PM 法の指定地域に入っているんで

すか。

事業者 : 指定地域に入っておりません。

樋口委員 : 指定地域に入っている所ですと、それに準ずるような大型車しか入れないのですが、ここは指定を外れているのですね。だとしたら「車両についてもそれに準じるような車両で運用するように努める」のような一言があっても。義務付けるのは難しいと思いますが、車両についても環境配慮型の車両での運用を促すように努める、という風に書かれている所も多いので、今の関連の対応ではそれを加えていただくのも一つの手かなと思いますが、いかがでしょうか。

事業者 : 搬入車両につきましては、今後買い換える際には低公害車を、と促していきたいと考えています。運転者への安全教育ですが、組合としては、実施することを準備書にも書かせていただいておりますので、実施していきたく思っております。持ち込み車両については、一時に来ないように時間帯を区切って、天理市の場合は個人も持ち込まれるので、予約制を取らせていただいて、台数の平準化を図るように考えております。

藤井部会長 : 他に何かございませんでしょうか。魚島先生何かございますか。

魚島委員 : この件に関して、私は文化財が専門なので、その見地に特に注意して見ていたんですけども、調査済みの所でもありますし、意見では、景観から出ているようで先程からお聞きしていると、デザインその他配慮されるということでもありますし、私の方からは特に質問も意見も無いところです。

藤井部会長 : 前田先生、何かありますか。

前田委員 : 特に無いです。強いて言えば、調査していただいた動物のリストが上がっていますが、これで十分かというのと、そうでもない。やればやるほど出てくるのですが、出てきても、種数が増えても特に問題が無いのではないかと。こんなもので良いんじゃないかと私は思っています。

山田委員 : 焼却の方式がまだ具体的には決まっていないのですが、2つの方式を予定されている。その時に騒音とか、大気質といったことが、焼却方式によって大きく変わらないということで予測をしていますが、それはそういうことでよろしいのですか。

事業者 : 騒音、振動などの原单位的な機器については、出来るだけ影響が大きくなるものを設定して予測評価を行っておりますので、流動床式でも、ストーカ式でも結果は変わらないと考えております。

山田委員 : もう一点よろしいですか。焼却灰の最終処分については、フェニックスを考えておられるのですかね。その時に、フェニックスの将来、何年くらいはフェニックスでの最終処分が出来るとか、その辺の予測はされているでしょうか。

事業者 : 現在が 39 年で満杯になるということが、44 年まで延伸されると、その後第 3 期工事が行われる方向であるという情報を得ております。最終的にはいつまでか分かりませんが、今現在アセスもやっておられると聞いておりますので、最終処分場については当分そちらの方を検討していくところです。

山田委員 : この施設だけの問題では無いと思いますが、奈良県だけではなく全国的な問題となっているのですけれども、そう長くはないと思われまので、その辺は皆で早く考えていく必要があるのだらうと思います。

藤井部会長 : 他に何かございませんでしょうか。

山田委員 : 具体的な設計がまだ出来ていないので、恐らく意見も少ないのでは。景観とかそういうものは、具体的な色がどうなるとか、設計がされていないからなかなか難しい。従来の施設ではこうでした、ということと言わざるを得ない。従来は大きな問題が無いから、出来ているということでしょうね。

樋口委員 : 例えば大気質でいうと、準備書の 281 ページに予測のための煙突の排出ガスの諸元があるんですけども、これは、これから施設を発注していく段階では、少なくともこれよりは同じないしは低い値が、性能保証値というか性能条件みたいな形になる、ということですね。いずれの装置に関しても。そういうことでよろしいんですね。

事業者 : 排出濃度につきましては、法令基準よりも厳しい、自主基準値を既に決めておりました、それを準備書に書かせていただいておりますけれども、この排出基準値というのは要求水準書にも書かせて頂いておりますので、これを上回る値は出ないことになっております。

藤井部会長：他ございませんでしょうか。少し早いですが、色々ご意見いただいたものは、次回までに回答をいただければと思います。資料等見て頂いてご意見ありましたら、事務局を通じてご意見いただければと思いますのでよろしくお願い致します。それでは進行を事務局へ返させていただきます。